伊達市イベント開催事業補助金交付要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、ＮＰＯ法人だて観光協会（以下「協会」という｡)が観光誘客及び賑わい創出を図るため、新たなイベントを開催する団体に対し、予算の範囲内において交付するイベント開催事業補助金（以下「補助金」という｡)について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

**第２条**　補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1)　実行委員会で組織されていること。

(2)　市内を主な活動拠点としていること。

(3)　構成員が５名以上であり、かつ、居住地又は在勤地が市内であるものが２分の１以上であること。

(4)　協会又は伊達商工会議所の会員が含まれていること。

(5)　伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第２号）第２条第１号から第４号までに掲げる者に該当しないこと。

（補助対象事業）

**第３条**　補助の対象となる事業は、観光誘客及び賑わい創出のために行う事業で、概ね次に掲げる要件に該当しない事業とする。

(1)　販売営業を主とした事業であること。

(2)　参加者に制限を設ける事業や伊達市外で実施される事業であること。

(3)　全てを委託により実施する事業であること。

(4)　宗教的、政治的な意図がある事業であること。

(5)　他の公的団体からの補助金等を受けている、又は受ける予定がある事業であること。

（補助対象経費）

**第４条**　補助の対象となる経費は、概ね次に掲げるとおりとする。

(1)　謝金

(2)　旅費

(3)　消耗品費

(4)　役務費

(5)　賃借料

(6)　会場設営費

(7)　広告宣伝費

(8)　通信運搬費

（補助金の額）

**第５条**　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、30万円を限度額とする。

（補助の制限）

**第６条**　補助は、１年度中１団体に対し１事業とする。ただし、同一団体が行う同一の事業に対しての補助は、３回を限度とする。

２　団体名が違う場合でも、所在地や代表者又は構成員における重複の程度等により、協会会長（以下「会長」という｡)が同一団体と判断した場合は、同一団体として取り扱うものとする。

（補助金交付申請）

**第７条**　補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という｡)は、事業実施予定日の１月前までに補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

(1)　団体の会員、役員等組織構成に関するもの

(2)　事業計画書

(3)　事業予算書

(4)　その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項による申請が適当と認められるときは、交付申請者に補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（事業の変更又は中止）

**第８条**　補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という｡)は、事業内容を大きく変更し、又は中止しようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の規定による変更承認申請が適当と認められるときは、補助申請者に補助金変更承認通知書（様式第４号）により通知する。

（実績報告）

**第９条**　補助事業者は、事業終了の日から30日以内に実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　事業決算書

(3)　事業の実施状況を示す写真（複数枚）

(4)　補助金請求書（様式第６号）

(5)　その他会長が必要と認める書類

（補助金額の確定及び精算払）

**第10条**　会長は、前条による実績報告が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金を支払う。

（補助金の返還）

**第11条**　会長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（検査等）

**第12条**　会長は、必要に応じ補助事業者に対して、イベントの実施状況等についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

（その他）

**第13条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　第６条に規定する事業については、伊達商工会議所の伊達商工会議所まちなか活性化推進事業による補助対象であった事業を通算するものとする。